恩納村庁舎再エネ導入に伴う

改修工事基本設計業務

特記仕様書

令和5年7月

恩納村　建設課

１．業務名

　　恩納村庁舎再エネ導入に伴う改修工事基本設計業務

２．目　的

　　本業務は、温室効果ガスの排出抑制及び災害対応機能強化の両立を図るため、恩納村役場庁舎に再生可能エネルギーによる発電設備及び蓄電池、再エネ設備に付随する省エネ設備等を導入するための計画策定及び再エネ設備等改修工事の基本設計までを行うことを目的とする。

３．委託期間

　　契約締結の日から令和6年1月19日まで

４．委託限度額　:　15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

５．業務内容

　　調査対象施設について「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助金の要件に沿った設備等の導入にかかわる調査及び基本設計を行う。

　　なお、上記補助事業の要件等については、補助金執行団体のホームページを参照のこと。（参照URL：https://www.eic.or.jp/eic/topics/2023/resi\_r04c/003/）

（１）調査及び計画策定業務

　　1)対象施設

　　　　次の対象施設について、2)の調査及び3)の計画策定を実施すること。

　　　・恩納村役場庁舎（沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451）

2)調　査

　　　平時において自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再エネ設備等を導入するための調査を実施すること。なお、具体的な調査内容は以下のとおりとする。

1. 対象施設の敷地内において再エネ設備等を設置できる場所
2. ①において設置可能な再エネ設備等の種類、規模等
3. ②を設置する際に必要となる施設の構造強度や、設置に際しての課題、具体的に必要となる措置（施設改修、配線、蓄電池の転倒防止装置等）、その他必要となる事項（工事発注時の条件となりうるもの等）
4. 平時及び災害時に必要な電力量
5. 再エネ設備等の導入により確保できる電力量
6. 再エネ設備等導入による効果（ＣＯ２削減の費用対効果等）
7. 再エネ設備等の導入（設計及び施工）、維持管理、更新、撤去に要する経費

※再エネ設備等の種類ごとに算出するとともに、設備等の導入に必要となる施設改修等の経費も算出すること

　　　　　※環境省補助事業の対象経費と対象外経費を分けて算出すること

　　　⑧　再エネ設備等導入後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及び、CO2削減効果の計測方法

　　　⑨　再エネ設備等を導入する際に必要となる法令上の手続き等

　　　⑩　その他必要な事項

　　　※実施にあたっては、随時村と協議すること。

　　3)計画策定

　　　　　2)の調査結果を踏まえ、対象施設に再エネ設備等の導入計画を策定すること。なお、計画においては導入可能な再エネ設備等の計画案（費用対効果や施設の状況等を勘案して最適と判断できるもの。）を提示するとともに、以下の内容を記載すること。

　　　①　計画案の詳細を確認できる図面（平面図や断面図など）

　　　②　導入（設計及び工事）までのスケジュール

　　　③　災害時の具体的な運用方法

　　　④　再エネ設備等の導入により確保できる電力量、メリット及びデメリット、費用対効果、CO2削減効果等

（２）再エネ設備等改修工事基本設計業務

　　1)再エネ設備基本設計業務

再エネ設備は（１）で取りまとめられた発注条件に整合した基本設計図書を作成し、作成した基本設計図書に基づき、概算工事費を算出する。

　　2)増築・改修工事基本設計業務

　・調査業務

1. 基本設計に必要な設計条件の整理及び調査業務
2. 移設、新設設備機器積載に伴う構造体状況等の調査
3. 意匠、設備、外部、内部調査
4. 増築に伴う既設取れあい部調査
5. 増築に伴う法規制処置
6. 改修に伴うアスベスト調査

・改修工事の基本設計

1. 設計条件等の整理
2. 法令上の諸条件調査及び行政打合せ
3. ライフライン通信等の関係機関打合せ
4. 基本設計方針の策定
5. 基本設計図書の作成
6. 概算工事費の検討

（３）留意事項

　　　①　当該業務は、既存資料や現地での調査を実施するとともに、国や県の現状、他団体の事例、環境省補助事業の内容を踏まえたうえで実施すること。また、非常用発電設備など既存の設備の設置状況を把握したうえで実施すること。

　　　②　発電電力量など各種計算に使用するデータ及びツールについては、公的機関が提供しているものなど、一般的に広く使用されているもので、かつ最新のものを使用すること。特に環境省「REPOS」及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「日射量データベース」の使用を検討すること。

　　　③　再エネ設備等の導入計画、運用方法等は、発電した電力を施設内で全量自家消費することを前提に作成すること。また、再エネ設備等の設置場所の候補が複数ある場合は、村と事前協議したうえで、最適な計画案を作成すること。

　　　④　再エネ設備等の導入場所が浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時においても再エネ設備等を稼働できるよう措置を講じたものとすること。

　　　⑤　当該業務により導入を想定する再エネ設備等については、環境省補助事業の要件を満たすこととする。なお、現時点で想定している再エネ設備等は以下のとおり。

　　　　・太陽光発電設備

　　　　・蓄電池設備（措置（定置）型等）

　　　　・配管や自営線など、上記に付帯する設備

⑥その他対外的説明等に必要な基礎資料作成に協力すること。

（４）参考：スケジュール（予定）

　　　・令和５年度（2023年度）：計画策定及び改修工事基本設計（本業務）

　　　・令和６年度（2024年度）以降：再エネ設備等導入のための実施設計及び工事

６．成果品

　　成果品については、以下のとおりとする。

1. 業務完了報告書・・・・・・・・・・20部
2. 基本設計図・・・・・・・・・・・・1部
3. 業務に係る打合せ等の記録を含む電子データ・・・CD-R一式

７．留意事項

　（１）受託者は、本業務の遂行にあたって村と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守しなければならない。

　（２）受託者は、本業務の遂行にあたって中立的な立場を保ち、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

　（３）受託者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払わなければならない。

　（４）受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。

　（５）本業務により作成した成果品及びその他の二次著作権等については、村に帰属する。

　（６）第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権者の承諾を得て行う。